

鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、首都圏において鳥取県ならではの文化等の発信に繋がるチャレンジを行う若者に対し支援を行うことで、首都圏における本県の文化・情報の浸透により、鳥取県ゆかりの若者ネットワークの形成を加速化させていくことを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、東京本部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(事業実施後の状況報告等)

第9条 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業実施後の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、東京本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>首都圏（東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨）にて活動する若者（申請書を提出する年度の末日までに19歳から35歳までの年齢となる者をいう。以下同じ。）による鳥取県ならではの文化・情報等の発信につながる新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの。</p> <p>※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <p>ア 学校の正規の教育課程として行われる事業</p> <p>イ 若者以外の者が中心となって企画・運営する事業</p>	<p>鳥取県内市町村にて満2年以上の居住経験を有する者、または二親等以内の親族が県内に現に居住している者で、首都圏で活動する若者3名以上が中核となって構成されている首都圏に事務所又は活動拠点を有する団体。（法人格の有無を問わない。）</p> <p>なお、以下の者は対象外とする。</p> <p>ア 政治・宗教・特定の思想の普及に関わる者</p> <p>イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者</p>	<p>(1) 補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、報償費、アルバイト賃金、共済費）、団体の構成員に係る旅費（若者に係る旅費を除く）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）、工事請負費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない</p> <p>(2) 団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額を、旅費（若者に係る旅費に限る）と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。</p> <p>(3) 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。</p> <p>(4) 備品購入費については、限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とする。</p> <p>(5) クラウドファンディング事業者への手数料相当額に係る委託費については、クラウドファンディングで調達したすべての資金（目標額を超過して調達した資金を含む）を、交付決定を受けた事業期間内に、補助事業の目的の達成のために活用する場合に限り対象とする。</p>	<p>10/10</p>	<p>15万円（クラウドファンディングを活用する場合は19万円（クラウドファンディング事業者への手数料相当額（上限4万円）を加えた額））</p>

様式第1号（第4条関係）

〇〇年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業計画書

区 分	内 容					
1. 事業の名称						
2. 事業の目的						
3. 実施体制	役職	氏名	年 齢	役割・業務	出身 市町村	鳥取県内で 最後に通っ た教育機関 (例：高校、大学)
	代表					
	<p>※事業を実効性のあるものにするために、誰が何をするのか（役割分担）について、協力・連携する関係者を含めて記載してください。（適宜行を追加してください。）別に組織図等がある場合は、「別添のとおり」と記載のうえ、その組織図等を添付してください。</p>					
<p><input type="checkbox"/> 交付要綱別表第2欄に定める基準に抵触していません。</p>						
4. 事業内容	事業実施予定日					
	対象者					
	想定される事業対象人数		<p>※イベントの場合は想定参加人数を、SNS等を中心とした活動での場合は想定インプレッション数等を記載してください。</p>			
	場所・媒体					
	事業概要		<p>[細事業の名称：]</p> <p><input type="checkbox"/>感染症対策等のため、政府または県から催物（イベント等）の開催制限等の要請があれば、要請に従い、開催の中止、延期又は規模縮小等の対応を行う。</p> <p>※「細事業の名称」は、事業内容を2つ以上に分けて記載する場合に、その事業名を記載してください。</p> <p>※何を行うのか、具体的に記載してください。</p> <p>※従来の行っている事業を拡充・リニューアルして行う、新たな工夫を加えた部分が明確に分かるよう記載してください。</p>			
	本事業で発信していきたい鳥取県の魅力・文化		<p>※本事業で鳥取県のどのような側面を発信していく予定か記載してください。</p>			
	事業目標・効果					
	事業完了予定年月日					
5. クラウドファンディングの活用の有無	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>クラウドファンディングサービスの名称： 目標額： 内 容： ※「有」の場合は、活用するクラウドファンディングサービス名や目標額、内容を記載してください。</p>					

6. 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 補助金等の名称： 事業内容： 補助金等を所管している部署（団体）名： ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等を所管している部署（団体）名を記載してください。
7. 関係法令の遵守	関係法令の遵守について（確認のうえ、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。） <input type="checkbox"/> 事業の実施に係る関係法令等を十分に認識のうえ、遵守します。 （例：食品の製造・販売を行う場合の食品衛生法、有償でモニターツアーを行う場合の旅行業法等）
8. 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等

注：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

注：県からの連絡の窓口となる方（若者を含む）を記載してください。

様式第2号（第4条関係）

〇〇年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業収支予算書
 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費① (入場料、出展料等)		
その他の収入② (民間・市町村助成金、 販売収入等)		
合 計		

注：「他の補助金等」に係る収入は、「自己資金」欄の「予算額」欄に当該補助金等の額を含めて記入し、「積算内訳」欄に当該補助金等の名称と補助金等の額を記載してください。

注：クラウドファンディングを活用して資金を調達する場合は、「自己資金」欄に調達する資金等を記載してください。

支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
補助対象経費		
	補助対象経費計③	
補助対象外経費		
	補助対象外経費計	
合 計		

注：「他の補助金等」に係る経費は、「補助対象外経費」欄に記載してください。

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

=
円

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金交付要綱（令和8年3月27日付第202600001943号鳥取県東京本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

〇〇年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業報告書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的	
3. 実施体制	<input type="checkbox"/> 交付要綱別表第2欄に定める基準に抵触していません。
4. 事業結果	※クラウドファンディングを活用して資金調達を行った場合は、その実施結果も記載してください。
5. 事業成果	※計画書に記載した「事業の目的」がどう達成されたのか、具体的に記載してください。
7. 今後の展望	
8. 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 補助金等の名称： 事業内容： 補助金等を所管している部署（団体）名： ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等を所管している部署（団体）名を記載してください。
9. 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様又は別紙で構いません。

2：次の書類もあれば提出してください。

事業の様子分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等）

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

注：県からの連絡の窓口となる方のお名前と、平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。

様式第5号（第8条関係）

〇〇年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県補助金			
自己資金			
参加費① (入場料、出展料等)			
その他の収入② (民間・市町村助成金、 販売収入等)			
合 計			

注：「他の補助金等」に係る収入は、「自己資金」欄の「予算額」、「決算額」欄に当該補助金等の額を含めて記入し、「積算内訳」欄に当該補助金等の名称と補助金等の額を記載してください。

注：クラウドファンディングを活用して資金を調達した場合は、「自己資金」欄に調達した資金等を記載してください。

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
補助対象経費			
	補助対象経費計 ③		
補助対象外経費			
	補助対象外経費計		
合 計			

注：「他の補助金等」に係る経費は、「補助対象外経費」欄に記載してください。

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

=円

年 月 日

鳥取県知事

様

申請者名

〇〇年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の確定額(確定通知書により通知した額)	金	円
2 確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円

(注)確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。